



福島医発第 114 号（総）

平成 22 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

複数の医療機関を受診して向精神薬を取得している患者の情報について

標記について、福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係より、別添のとおり宗像地域において昨年 11 月から複数の医療機関を受診し、マイスリー錠 10 mg（第 3 種向精神薬）を夫婦で多量に取得しているとの情報が入りました。

麻薬及び向精神薬取締法上では、向精神薬の所持・使用は違法行為ではなく、複数の医療機関を正規に受診して向精神薬の交付を受けていれば、多量の向精神薬を所持していてもそれ自体は違法行為とはなりません。但し、入手した向精神薬を譲渡、又は譲渡する目的で所持した場合は違法性が問われます。

当該患者は、3 ケ月間に 1,180 錠を超すマイスリー錠を入手しており、これは医学上においても留意すべきことであるため、会員医療機関におかれましても十分ご注意ください、来院の際にはできるだけ短期投薬に留めていただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該患者については、現段階では違法性が確認されないこと、また個人情報保護法上、詳しい患者情報は公表されていないことを申し添えます。

小郡三井医師会より

向精神薬担当理事 島田昇二郎
向精神薬副担当理事 福富稔明
会長 蒲池 壽

複数の医療機関を受診して向精神薬を取得している患者の情報について

平成 22 年 3 月 31 日

福岡県保険医療介護部薬務課麻薬係

1 端緒

平成 22 年 3 月 29 日午前、宗像市国保医療課からの電話による情報提供。

2 概要

当人は昨年 11 月から複数の医療機関を受診して、マイスリー錠 10 m g (第 3 種向精神薬) を多量に取得している。

受診状況は以下のとおり。

	受診医療機関数	受診回数	投薬日数	受診医療機関所在地
H 21 年 11 月	6	7	1 5 8	宗像市 5、福津市 1、大分県内 0
12 月	1 4	2 1	5 2 1	宗像市 11、福津市 1、大分県内 2
H 22 年 1 月	1 8	2 1	5 1 0	宗像市 14、福津市 2、大分県内 2

また、本人の妻も同様にマイスリーを入手している模様。

3 同行為の違法性について

麻薬及び向精神薬取締法では、向精神薬は所持、使用については違法行為ではない。また、それぞれの医療機関を正規に受診して向精神薬の交付を受けていれば、多量の向精神薬を所持していても、その行為も違法ではない。

違法性が問われる場合は、

①向精神薬処方せんを偽造、又は変造して入手しようとした場合

②入手した向精神薬を譲渡、又は譲渡する目的で所持した場合
が考えられる。